

亀山市循環型社会形成推進地域計画

平成20年6月30日

(変更)平成21年8月

(変更)平成22年1月

(変更)平成22年12月 報告

(変更)平成23年12月 承認

(変更)平成24年12月

三重県 亀山市

目次

循環型社会形成推進地域計画

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向	1
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	2
(1)	一般廃棄物等の処理の現状	2
(2)	一般廃棄物等の処理の目標	3
(3)	生活排水の処理の現状	4
(4)	生活排水の処理の目標	4
3	施策の内容	5
(1)	発生抑制、再使用の推進	5
(2)	処理体制	6
(3)	処理施設等の整備	7
(4)	施設整備に関する計画支援事業	8
(5)	廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業	8
(6)	その他の施策	9
4	計画のフォローアップと事後評価	9
(1)	計画のフォローアップ	9
(2)	事後評価及び計画の見直し	9

添付資料

- 別添 1 対象地域図（一般廃棄物、浄化槽）
- 別添 2 現有施設の概要（一般廃棄物）
- 別添 3 一般廃棄物の処理の現状と目標の設定に関するグラフ
- 別添 4 浄化槽設置基数の現状と目標の設定に関するグラフ

- 様式 1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1
- 様式 2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2
- 様式 3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

- 参考資料様式 1 施設概要（リサイクル施設系）
- 参考資料様式 2 施設概要（熱回収施設系）
- 参考資料様式 5 施設概要（浄化槽系）
- 参考資料様式 6 長寿命化計画策定支援概要
- 参考資料様式 6 計画支援概要

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

- 構成市名 亀山市
- 面積 190.91km²
- 人口 50,001人（平成20年3月31日現在）

(2) 計画期間

本計画は、亀山市循環型社会形成推進地域計画として、平成20年度から平成24年度までの5年間を計画期間とし、環境省から承認を受けている。

平成21年8月に、本地域における更なるリサイクルの推進を目指し、刈り草コンポストのストックヤード整備事業を追加した。

平成22年1月に、ストックヤード整備事業の事業期間を一部変更するとともに、溶融施設長寿命化計画策定事業を追加した。

平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間を計画期間とし、公共用水域の水資源の保全のため浄化槽整備事業を追加した。

平成22年12月に、し尿処理施設の延命化を図るため、長寿命化計画策定業務を追加した。また、溶融施設長寿命化計画に基づく基幹的設備改良事業を追加し、計画期間を2年間延長し、平成20年度から平成26年度までの7年間とした。

今回、施設整備に関する計画支援事業として、衛生公苑基幹的設備改良工事発注支援業務を追加した。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

亀山市は、古くは東海道の宿場町として賑わい、現在も東名阪国道に加え、第二名神の開通など、交通の要衝として内陸工業都市を形成してきた。既存企業に加えて液晶関連産業が立地し、産業活動はますます活発になっており、市外からもたらされる活力とこれまで市民が培ってきた活力を融合したまちづくりが求められている。

廃棄物については、近年の産業の活性化やそれに伴う人口の増加、また、生活様式の多様化等の影響を受けて増加しており、資源化率が順調な伸びを見せる一方で、排出抑制及び減量の推進に取り組んでいる。

また、全国に先駆けて取り組んでいる、過去に最終処分場に埋め立てたごみを掘り起こして処理する最終処分場の再生事業を始め、道路沿いから大量に排出される刈り草のコンポスト化事業や、溶融スラグのセメント骨材としての活用や飛灰の再資源化（山元還元）など、循環型社会にふさわしい廃棄物リサイクル・処理システムの確立を目指して、各種事業に取り組んでいる。

なお、本市では、産業廃棄物についても処理可能品目を受け入れており、一般廃棄物はもとより、本市域内で排出される廃棄物を、より多く、適正かつ安全にリサイクル・処理できる体制整備を目指している。

また、汚水処理については市内全域に公共下水道、農業集落排水及び浄化槽による処理区域を設定し事業を推進している。浄化槽による汚水処理は水環境の改善に有効な手段であることから、今後も合併処理浄化槽の整備を進める。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

■ 一般廃棄物の処理

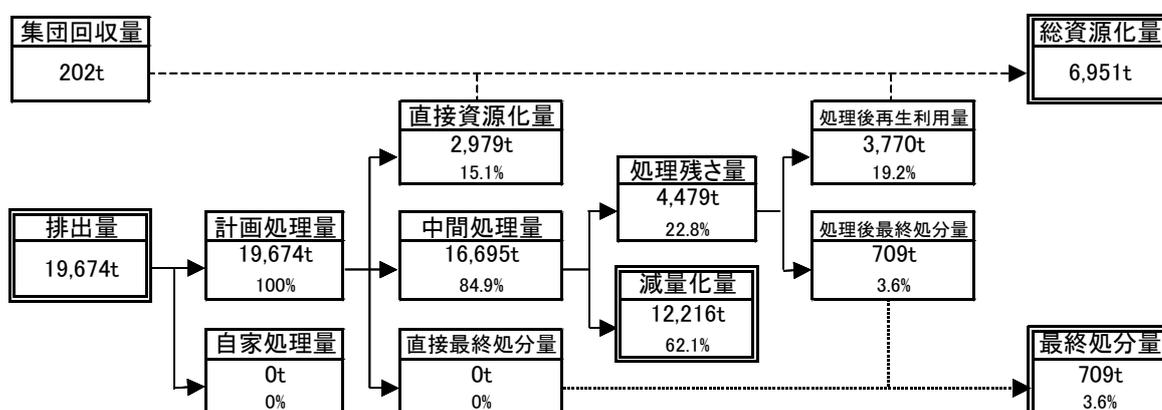
平成 18 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は、図 1 のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め 19,876 トンであり、再生利用される総資源化量は 6,951 トン、リサイクル率（＝総資源化量／（ごみの総処理量＋集団回収量））は、約 35%である。

中間処理による減量化量は 12,216 トンであり、集団回収量を除いた排出量の 6 割以上が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の約 3.6%に当たる 709 トンが埋め立てられている。

なお、中間処理施設うち溶融施設では、熱回収による最大 1,250kwh の発電を行っており、余剰電力は電力会社に売電している。

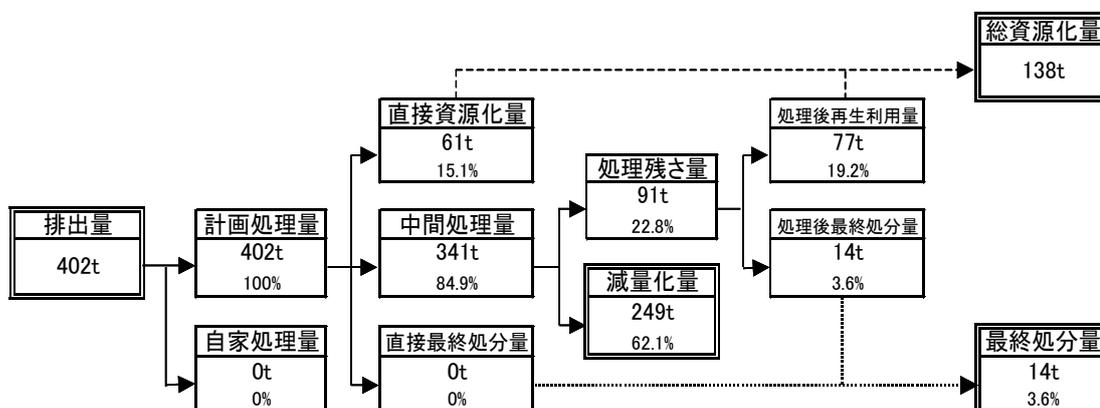
図 1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 18 年度）



■ 産業廃棄物の処理

本市では、一般廃棄物と併せて、産業廃棄物（廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラス類、紙くず、木くず、繊維くず）の処理を行っている。平成 18 年度の産業廃棄物の排出、処理状況は、図 2 のとおりである。

図 2 産業廃棄物の処理状況フロー（平成 18 年度）



(2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量を含め、循環型社会の実現を目指し、表2の通り目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

指標		現状 (割合※ ¹) (平成18年度)	目標 (割合※ ¹) (平成27年度)
排出量	事業系 総排出量	5,267 トン	3,798 トン (-27.9%)
	1事業所当たりの排出量※ ²	5.2 トン/事業所	3.7 トン/事業所 (-28.8%)
	家庭系 総排出量	14,407 トン	13,226 トン (-8.2%)
	1人当たりの排出量※ ³	292 kg/人	255 kg/人 (-12.7%)
	合計 事業系・家庭系排出量合計	19,674 トン	17,024 トン (-13.5%)
再生利用量	直接資源化量	2,979 トン (15.1%)	2,448 トン (14.4%)
	総資源化量	6,951 トン (35.3%)	7,379 トン (43.3%)
熱回収量	熱回収量 (年間の発電電力量)	3,996,570 MWh	— MWh
減量化量	中間処理による減量化量	12,216 トン (62.1%)	10,193 トン (59.9%)
最終処分量	埋立最終処分量	709 トン※ ⁴ (3.6%)	0 トン※ ⁵ (0%)

表2 減量化、再生利用に関する現状と目標

- ※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合
- ※2 1事業所当たりの排出量＝事業系ごみの総排出量／事業所数
- ※3 1人当たりの排出量＝家庭系ごみの総排出量／人口
- ※4 飛灰発生量（再溶解量は含まない）
- ※5 最終処分量の目標値は、平成23年3月策定の亀山市一般廃棄物処理基本計画の数値であり、溶解飛灰の山元還元により最終処分量はゼロとなる。

《指標の定義》

排出量：事業系ごみ、家庭系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)〔単位：トン〕

再生利用量：直接資源化量、総資源化量（直接資源化量、中間処理後の再生利用量及び集団回収量の和）

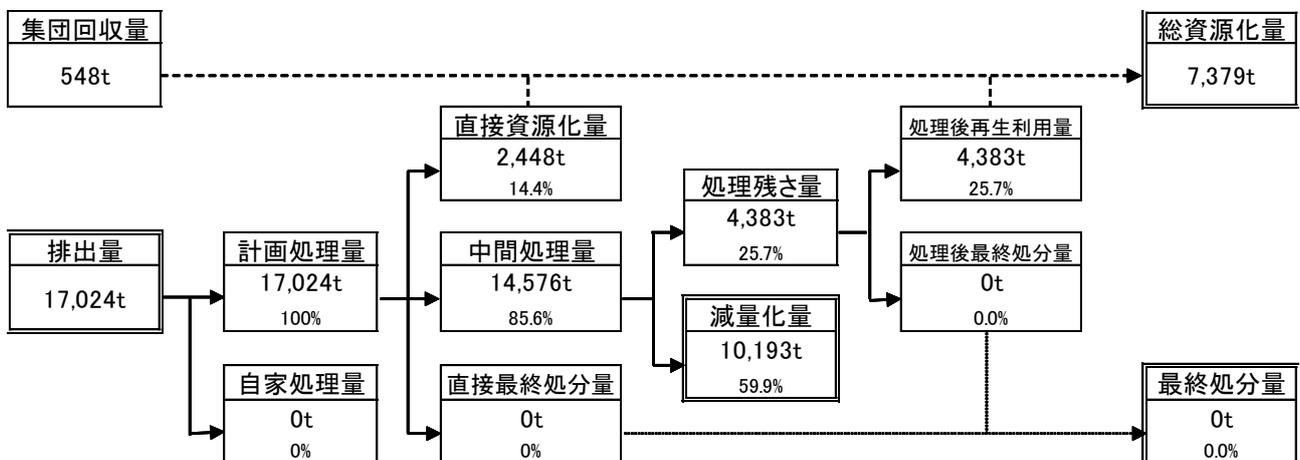
〔単位：トン〕

熱回収量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差〔単位：トン〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕

図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（平成27年度）



注1) 総資源化量の比率は、(計画収集量+集団回収量)に対する割合(%)である。

注2) 総資源化量以外の量の比率は、計画収集量に対する割合(%)である。

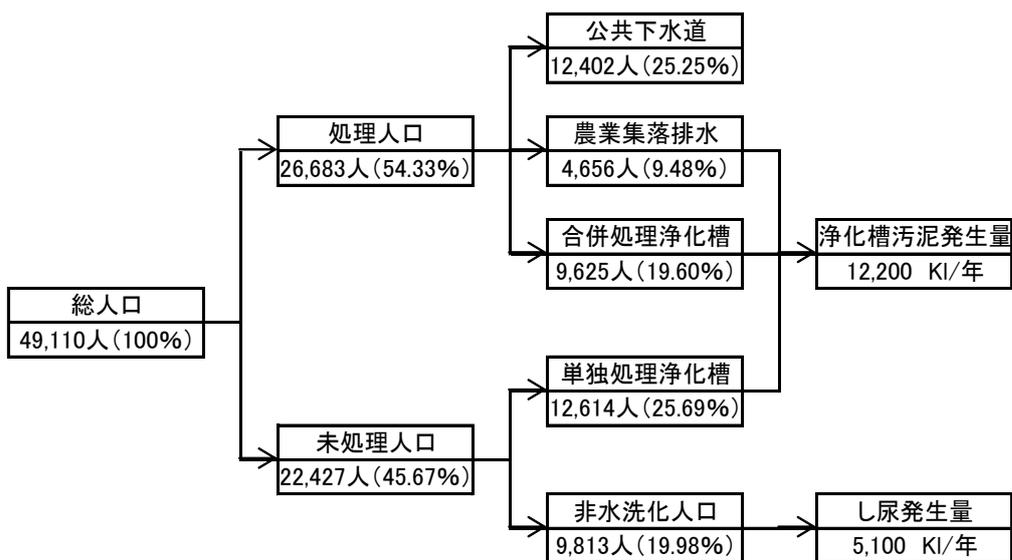
(3) 生活排水の処理の現状

平成 18 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は次のとおりである。

生活排水処理対象人口は全体で 49,110 人であり、水洗化人口 26,683 人、汚水衛生処理率 54.33% である。

し尿発生量は 5,100k1/年、汚泥発生量は 12,200k1/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は 17,300k1/年である。

図 4 生活排水処理の状況フロー（平成 18 年度）



(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表 3 に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表 3 生活排水処理に関する現状と目標

		平成 18 年度実績	平成 27 年度目標 ※1
処理形態別人口	公共下水道	12,402 人 (25.25%)	25,126 人 (48.54%)
	農業集落排水施設	4,656 人 (9.48%)	7,789 人 (15.05%)
	合併処理浄化槽	9,625 人 (19.60%)	11,678 人 (22.56%)
	未処理人口	22,427 人	7,173 人 (13.85%)
	合計	49,110 人	51,766 人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	5,100 キロリットル	1,770 キロリットル
	浄化槽汚泥量	12,200 キロリットル	17,462 キロリットル
	合計	17,300 キロリットル	19,232 キロリットル

※1 平成 23 年 3 月 一般廃棄物処理基本計画【生活排水処理基本計画編】より引用

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

① 指定ごみ袋の導入検討

ごみの減量を主な目的とし、指定ごみ袋の導入を検討するとともに、ごみ処理手数料の徴収による有料化も検討する。

② 環境教育、普及啓発

自治会や市民団体、学校や外国籍研修生等を対象に、ごみの減量・資源化、分別等についての講座や説明会を開催するほか、施設見学の実施やイベントの開催により、リサイクルや環境保全への理解、意識の高揚を図る。

また、広報紙やホームページ等の活用により、市民へのごみの減量・資源化に関する情報提供を行う。

③ レジ袋削減・マイバッグ推進運動

一般廃棄物の減量及び地球温暖化防止のため、市民・事業者・行政が連携して取り組んでいるが、平成 20 年度からは、鈴鹿市との広域連携によるレジ袋削減・マイバッグ推進運動を展開する。

④ 草のたい肥化

公有地の除草業務で発生した草や一般廃棄物として搬入された草をたい肥化し、市民への無償配布や公共施設及び関係機関等での活用を図る。

⑤ 生ごみのたい肥化

生ごみの減量のため、生ごみのリサイクル推進を図るとともに、生ごみ処理容器購入費補助金の交付を行う。

⑥ 再生資源集団回収の推進

資源化及びごみの減量を図るため、びん、缶、紙類等の再利用運動を実施しようとする実践団体への再生資源集団回収報奨金等の交付等により、実践意欲の高揚を図り、市民のごみ処理に対する認識を高める。

⑦ 溶融生成物スラグの活用

溶融生成物として発生するスラグの品質管理を行い、コンクリート骨材等への活用を検討する。

⑧ 溶融飛灰の再溶融及び再利用（資源化（山元還元））

最終処分場の延命化のため、溶融飛灰に含まれる金属類の有効利用を図り、最終処分量をゼロにするため、飛灰を再溶融した後、資源化して山元還元する。

(2) 処理体制

① 家庭系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表4のとおりである。

現在、本市では、表4のとおり、4分別で収集・処理している。収集形態については、今後も変更なく、一部直営・一部委託にて行う。処理方法についても、今後も溶融施設にて溶融を行い、余熱を回収して発電を行うとともに、発生する溶融スラグ、メタルの再利用を行う。また、溶融飛灰について、最終処分場の延命化又埋立処分量削減のため、再溶融した後埋立処分を行っているが、今後、溶融飛灰に含まれる金属類の有効利用を図り、最終処分量をゼロにするため、飛灰を再溶融した後、資源化して山元還元する。

資源物について、ペットボトルと白色トレイは公共施設や小学校等において拠点回収を行っているが、今後は分別収集へと移行し一層の資源化を図る。また、びん、缶、紙類等資源物全般において、集団回収等による再生資源化を今後も推進する。

なお、刈り草については、刈り草コンポスト化センターにてたい肥化を行っており、今後も継続する。

また、総合環境センター溶融処理施設については基幹的設備改良を実施し長寿命化を行う。

表4 一般廃棄物の分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (平成18年度)						今 後 (平成25年度)							
分別区分		処理方法		処理施設等	処理実績量(t)	分別区分		処理方法		処理施設等		計画処理量(t)	
										一次処理	二次処理		
一般ごみ	生ごみ、紙類、プラスチック類等	溶融(熱回収)	発電	総合環境センター溶融施設	13,064	一般ごみ	生ごみ、紙類、プラスチック類等	溶融(熱回収)	発電	総合環境センター溶融施設		8,903	
	ペットボトル		破碎、売却	総合環境センターペットボトル破碎施設	24		ペットボトル		破碎、売却	総合環境センターペットボトル破碎施設	売却		33
	白色トレイ	リサイクル	売却	売却	1		白色トレイ	リサイクル	売却	売却			4
	刈り草		堆肥化	刈り草コンポスト化センター	1,051		刈り草		堆肥化	刈り草コンポスト化センター			3,000
破碎粗大ごみ	家電製品、缶類等	リサイクル	破碎、磁選、売却、発電	総合環境センター破碎施設、溶融施設	850	破碎粗大ごみ	家電製品、缶類等	リサイクル	破碎、磁選、売却、発電	総合環境センター破碎施設	売却、総合環境センター溶融施設		777
	家具類、布団、じゅうたん、枝木類、タイヤ等	溶融(熱回収)	破碎、発電	総合環境センター二軸破碎施設、溶融施設	1,611		家具類、布団、じゅうたん、枝木類、タイヤ等	溶融(熱回収)	破碎、発電	総合環境センター二軸破碎施設	総合環境センター溶融施設		1,425
	瓦礫類		再資源化	委託	268		瓦礫類		再資源化	委託			253
	有害ごみ	リサイクル	破碎、委託	総合環境センター蛍光管等破碎機	8		有害ごみ	リサイクル	破碎、委託	総合環境センター蛍光管等破碎機	委託		33
可燃系資源ごみ	紙類、布類	リサイクル	売却	売却	2,394	可燃系資源ごみ	紙類、布類	リサイクル	売却	売却		2,542	
不燃系資源ごみ	飲料缶	リサイクル	破碎、磁選、売却	総合環境センター破碎施設	104	不燃系資源ごみ	飲料缶	リサイクル	破碎、磁選、売却	総合環境センター破碎施設	売却	163	
	びん類		売却	売却	299		びん類		売却	売却			221

② 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

家庭系一般廃棄物の分別区分に準じ処理を行っているが、今後も適正処理を行う。また、適正処理及び排出抑制について指導を行う。

なお、刈り草は、家庭系のもの同様、刈り草コンポスト化センターにてたい肥化する。

③ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

家庭系一般廃棄物の分別区分に準じ、処理可能な品目の処理を行っているが、今後も適正処理を行う。

④ 生活排水処理の現状と今後

公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽の整備計画区域に沿って生活排水処理を行っていく。

また、法定検査の受検啓発に努め、浄化槽の適正な維持管理のさらなる推進を行う。し尿処理施設については、長寿命化の検討を行う。

⑤ 今後の処理体制の要点

- 溶融スラグの品質管理を行い、コンクリート骨材等への有効利用を促進する。
- 溶融飛灰について、最終処分場の延命化又埋立処分量削減のため、溶融飛灰に含まれる金属類の有効利用を図り、最終処分量をゼロにするため、飛灰を再溶融した後、資源化して山元還元する。
- ペットボトル及び白色トレイは分別収集へ移行し、資源化率の向上を図るとともに、他の品目についても、必要に応じて分別の見直しを行う。
- 家庭及び公共事業等において発生する刈り草について、たい肥化を進める。
- 事業系一般廃棄物の発生を抑制する。
- 一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物については、家庭系一般廃棄物の分別区分に準じ、今後も適正処理を行う。
- 浄化槽を整備し、適正な維持管理がされるよう努める。
- 廃棄物処理施設の基幹的設備改良を実施し、長寿命化を行う。

(3) 処理施設等の整備

① 廃棄物処理施設

上記(2)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表5のとおり必要な施設整備を行う。

表5 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間	承認年月日
1	マテリアルリサイクル推進施設	ストックヤード整備事業	ストックヤード 1,000 m ²	亀山市布気町 442番地 (市有地)	H20～ H23	亀山市循環型社会形成推進地域計画で平成20年8月8日に承認済
2	マテリアルリサイクル推進施設	ストックヤード整備事業	ストックヤード 360 m ²	亀山市関町新所 175番地3 (市有地)	H21～ H22	亀山市循環型社会形成推進地域計画で平成21年8月27日に承認済
3	ごみ焼却施設	ごみ溶融施設 基幹的設備改良事業	40t/日×2炉	亀山市布気町 442番地 (市有地)	H24～ H26	

(整備理由)

- 事業番号 1 旧焼却施設を解体した跡地を利用することによる、効率的かつ合理的な保管場所確保のための新たな整備
- 事業番号 2 旧焼却施設を解体した跡地を利用することによる、刈り草コンポストの効率的かつ合理的な保管場所確保のための新たな整備
- 事業番号 3 長寿命化計画に基づき、ごみ溶融施設の基幹的設備改良を実施し、施設の長寿命化を行う。

② 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽については、表6のとおり行う。

表6 合併処理浄化槽への移行計画

事業名	直近の整備 済基数(基) (平成18年度)	整備計画 基数(基)	整備計画 人口(人)	事業 期間	承認年月日
浄化槽設置整備事業	1,463	575	1,725	H22～ H26	亀山市循環型社会 形成推進地域計画 で平成22年2月26 日に承認済 (～H24)
浄化槽市町村整備推進事業					
その他地方単独事業					
合計	1,463	575	1,725		

(4) 施設整備に関する計画支援事業

し尿処理施設の施設整備を図るため、表7のとおり計画支援事業を行う。

表7 実施する計画支援事業

事業 番号	事業名	事業内容	事業期間	承認 年月日
51	衛生公苑長寿命化事業	し尿処理施設基幹的設 備改良工事発注支援業 務	H25	

(5) 廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業

溶融施設の長寿命化を図るため、表8のとおり計画策定支援事業を行う。

表8 実施する計画策定支援事業

事業 番号	事業名	事業内容	事業期間	承認 年月日
31	総合環境センター溶融処理施 設に係る長寿命化計画事業	施設長寿命化計画作成	H22	亀山市循環型社会形 成推進地域計画で平 成22年2月26日に 承認済
32	し尿処理施設に係る長寿命化 計画事業	施設長寿命化計画作成	H23	亀山市循環型社会形 成推進地域計画で平 成22年12月22日 に変更報告済

(6) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

① 旧最終処分場の再生（掘り起こし）

過去、旧最終処分場に埋め立てたごみを掘り起こし、処分場の再生を図る。

② 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づき、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して、普及啓発を行う。

③ 不法投棄ごみへの対応

分別や資源化等に関する出前講座の実施や早朝パトロールなど、自治会との連携の下、不法投棄の防止に努める。また、警察とも連携し、投棄者の発見及び指導を行う。

④ 災害時の廃棄物処理に関する事項

地域防災計画に基づき災害廃棄物処理計画を早急に取りまとめ、災害時に多量に発生するごみの処理や一時保管等具体的内容を明確にする。また、特に甚大な災害が発生し本市で対応できない状況下においては、三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づき県内市町との連携を図るとともに、さらに県境を越えた近隣市町との広域的処理体制を構築する。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

亀山市では、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、国、県と意見交換しつつ、計画の進捗状況を見極め、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果がとりまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ必要に応じて計画を見直すものとする。

添 付 資 料

別添 1 対象地域図

別添 2 現有施設の概要

別添 3 一般廃棄物の処理の現状と目標の設定に関するグラフ

別添 4 浄化槽設置基数の現状と目標の設定に関するグラフ

様式 1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1（一般廃棄物、浄化槽）

様式 2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2（一般廃棄物、浄化槽）

様式 3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧（一般廃棄物、浄化槽）

参考資料様式 1 施設概要（リサイクル施設系）

参考資料様式 2 施設概要（熱回収施設系）

参考資料様式 5 施設概要（浄化槽系）

参考資料様式 6 長寿命化計画策定支援概要

参考資料様式 6 計画支援概要

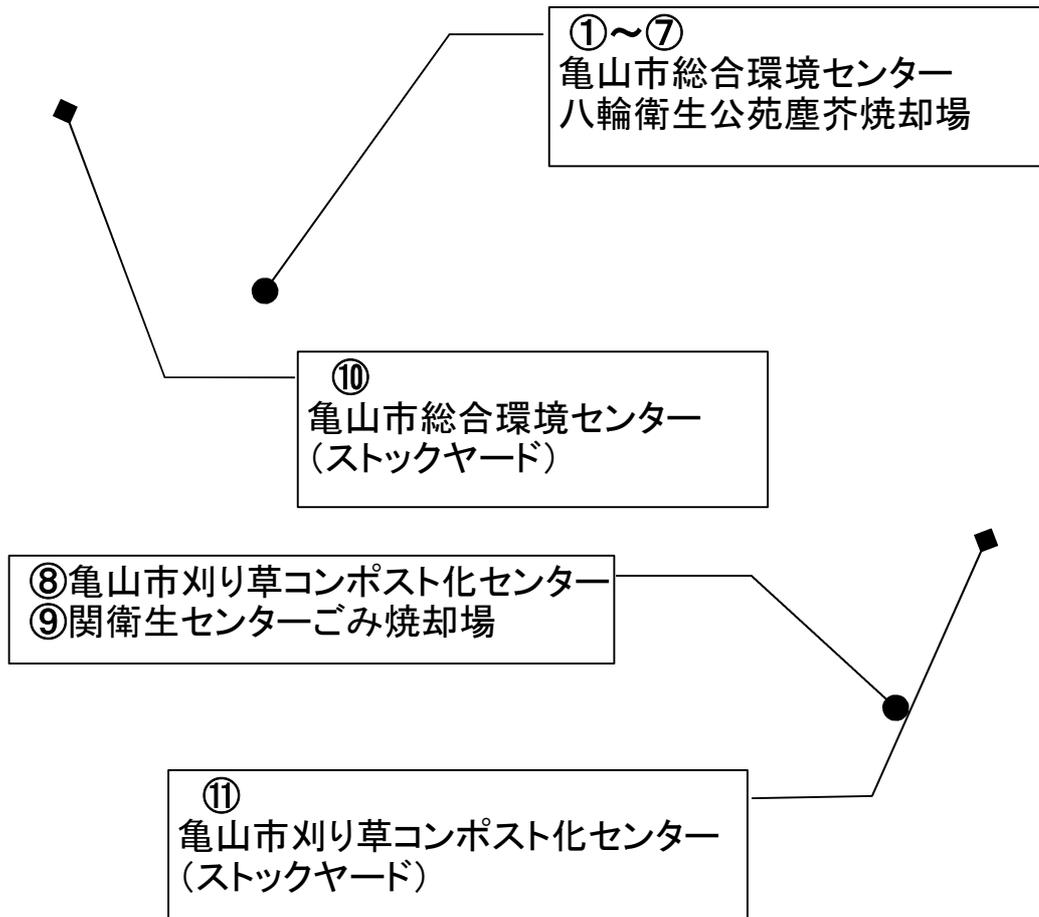
別添1 対象地域図

● 現有施設

総合環境センター	
①	ごみ溶融処理施設
②	破碎粗大ごみ処理施設
③	適正処理困難物二軸破碎施設
④	ペットボトル破碎施設
⑤	篩機
⑥	最終処分場
八輪衛生公苑	
⑦	八輪衛生公苑塵芥焼却場
亀山市刈り草コンポスト化センター	
⑧	刈り草コンポスト施設
関衛生センター	
⑨	関衛生センターごみ焼却場

◆ 予定・計画施設

⑩	ストックヤード (総合環境センター)
⑪	ストックヤード (刈り草コンポスト化センター)



現有施設の概要

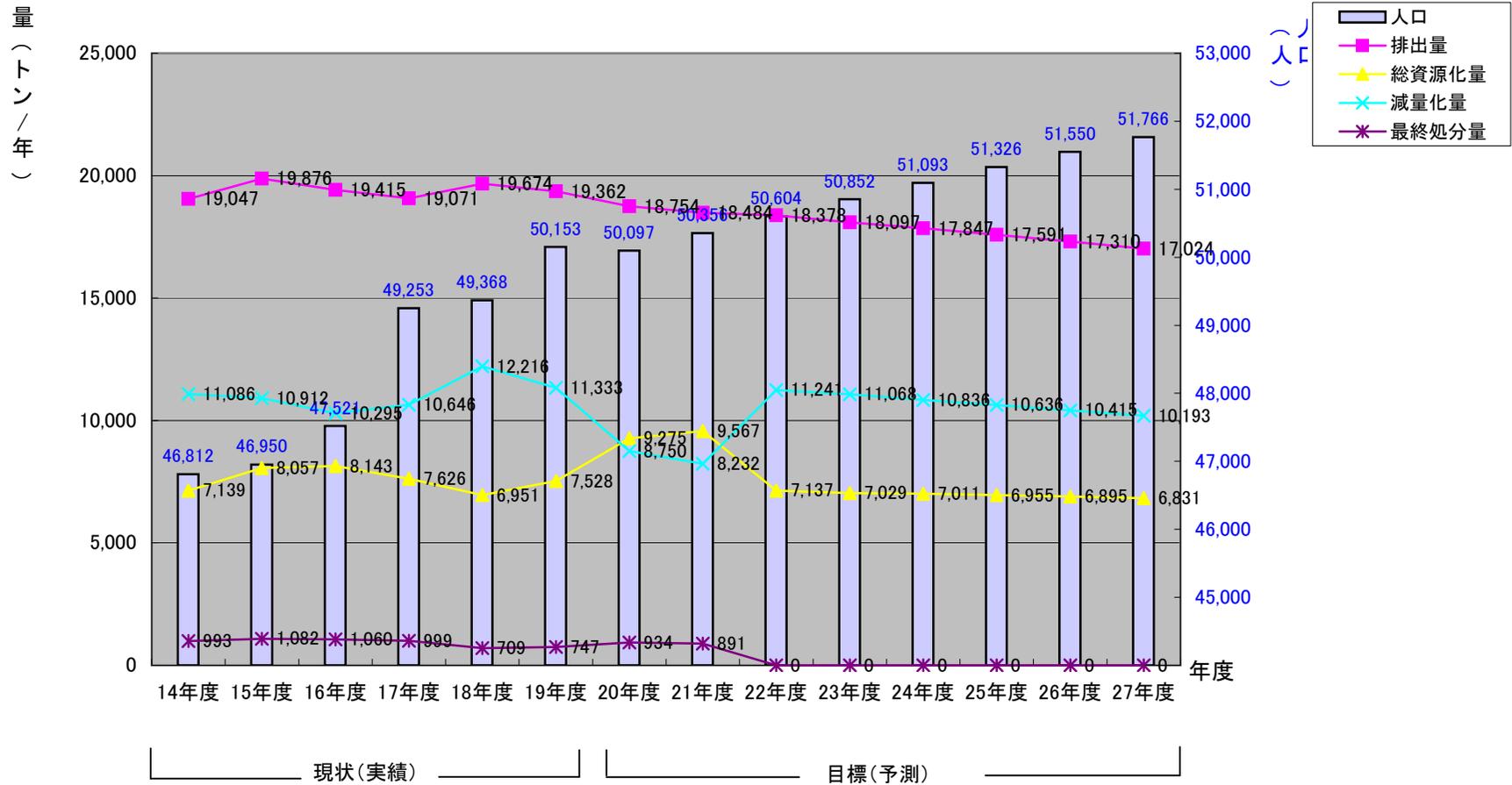
亀山市総合環境センター

所在地	亀山市布気町442番地					
施設名称	ごみ溶融処理施設	破碎粗大ごみ処理施設	適正処理困難物二軸破碎施設	ペットボトル破碎施設	篩機	最終処分場
処理方式	シャフト炉式ガス化溶融炉	衝撃回転式破碎・切断機	二軸破碎	裁断式破碎	篩い	管理型 跡地先行利用型
供用開始年月	平成12年4月	平成2年3月	平成10年12月	平成16年11月	平成12年4月	平成13年8月
処理対象物	一般、破碎粗大ごみ処理施設等からの破碎残渣、掘起しごみ等	破碎粗大ごみ 不燃系資源ごみ	家具等大型ごみ等	ペットボトル	掘起しごみ	固化飛灰
処理能力	80t/日 (40t/日×2炉)	30t/5h	12t/5h	300kg/h	37.8t/h	7,000m ³
その他	蒸気タービン発電 (1,250kw/h)					

亀山市刈り草コンポスト化センター

所在地	亀山市関町新所175-3
処理方式	せん断破碎、天地替え、天日発酵
供用開始年月	平成18年4月
処理対象物	刈り草
処理能力	7t/日

一般廃棄物の処理の現状と目標の設定に関するグラフ

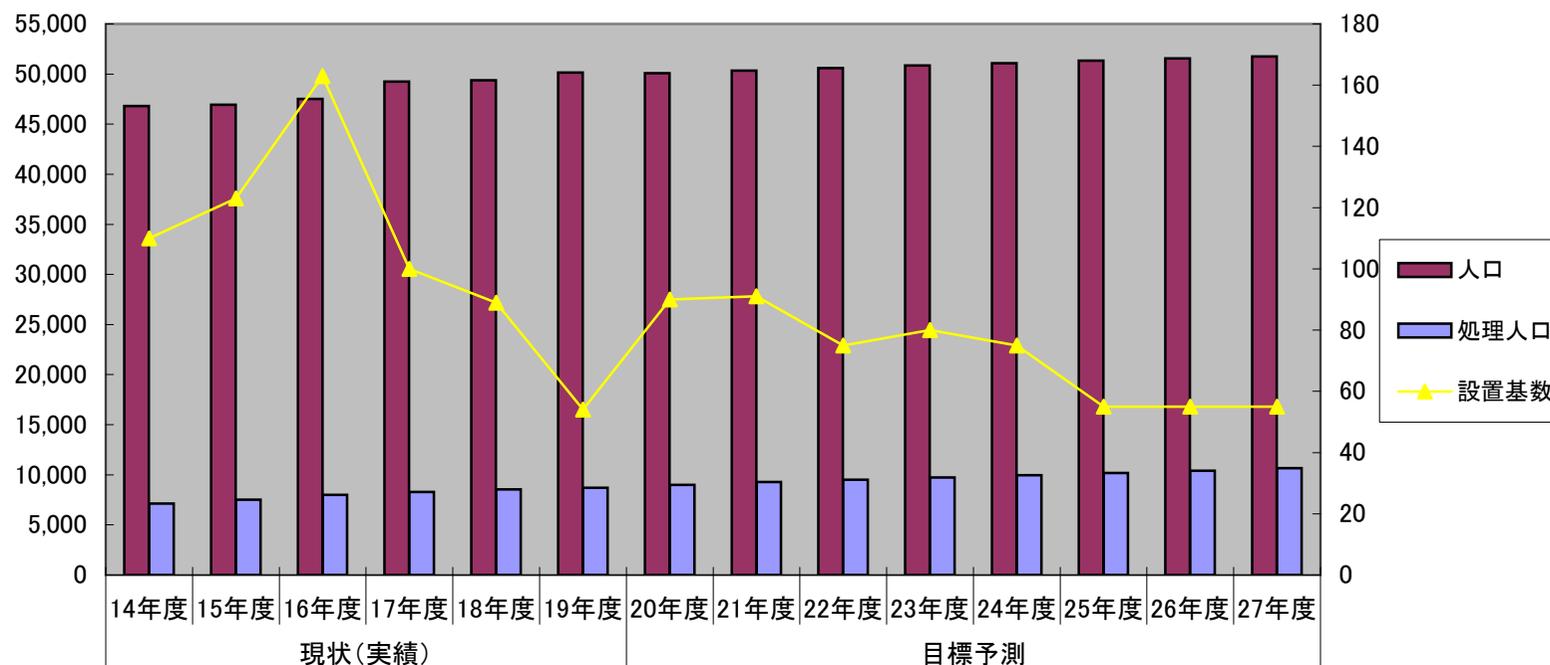


※ 現状(実績)は一般廃棄物処理事業実態調査に基づく。
 目標(予測)については、人口は第1次亀山市総合計画に、それ以外は亀山市一般廃棄物処理基本計画に基づく。

浄化槽設置基数の現状と目標の設定に関するグラフ

	現状(実績)						目標予測								
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
人口	46,812	46,950	47,521	49,253	49,368	50,153	50,097	50,356	50,604	50,852	51,093	51,326	51,550	51,766	
処理人口	7,133	7,502	7,991	8,291	8,558	8,720	8,996	9,269	9,494	9,734	9,959	10,184	10,409	10,655	
設置基数	110	123	163	100	89	54	90	91	75	80	75	55	55	55	

人口： 14～18年度は実態調査人口、19～27年度は総合計画(推定)人口。



循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1(平成20年度)

1 地域の概要

(1)地域名	亀山市	(2)地域内人口	50,001人	(3)地域面積	190.91km ²
(4)構成市町村等名	亀山市	(5)地域の要件*	人口 <input checked="" type="checkbox"/> 面積 <input type="checkbox"/> 沖縄 <input type="checkbox"/> 離島 <input type="checkbox"/> 奄美 <input type="checkbox"/> 豪雪 <input type="checkbox"/> 山村 <input checked="" type="checkbox"/> 半島 <input type="checkbox"/> 過疎 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立されていない場合、今後の見通		設立(予定)年月日： 年 月 日 設立、認可予定		

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

※ 地域内人口：平成20年3月31日現在

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状 (下段：排出量に対する割合)						目標
		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成27年度
排出量	事業系 総排出量 (トン)	4,516	5,137	4,798	4,905	5,267	4,902	3,798 (H18比 -27.9%)
	1事業所当たりの排出量 (トン/事業所)	4.43	4.94	4.66	4.68	5.21	4.07	3.75 (H18比 -28.8%)
	家庭系 総排出量 (トン)	14,531	14,739	14,617	14,166	14,407	14,460	13,226 (H18比 - 8.2%)
	1人当たりの排出量 (kg/人)	310	314	308	315	292	288	255 (H18比 -12.7%)
	合計 事業系・家庭系排出量合計 (トン)	19,047	19,876	19,415	19,071	19,674	19,362	17,024 (H18比 -13.5%)
再生利用量	直接資源化量 (トン)	2,962 (15.6%)	3,413 (17.2%)	3,469 (17.8%)	2,950 (15.4%)	2,979 (15.1%)	2,905 (15.0%)	2,448 (14.4%)
	総資源化量 (トン)	7,139 (37.5%)	8,057 (40.5%)	8,143 (41.9%)	7,626 (39.9%)	6,951 (35.3%)	7,528 (38.9%)	7,379 (43.3%)
熱回収量	熱回収量 (年間の発電電力量 MWh)	6,045,130	5,500,300	4,515,420	3,371,570	3,996,570	3,368,390	-
中間処理による減量化量	減量化量 (中間処理前後の差 トン)	11,086 (58.2%)	10,912 (54.9%)	10,295 (53.0%)	10,646 (55.8%)	12,216 (62.1%)	11,333 (58.5%)	10,193 (59.9%)
最終処分量	埋立最終処分量 (トン)	993 (5.2%)	1,082 (5.4%)	1,060 (5.5%)	999 (5.2%)	709 (3.6%)	747 (3.9%)	0 (0%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料3)

※ 目標の排出量の率は、平成18年度に対する増減率。

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方法	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新・廃止予定年月日	更新・廃止・新設理由	型式及び処理方法	施設竣工予定年月	処理能力(単位)	
八輪衛生公苑塵芥焼却場	亀山市	準連続燃焼式	有	40t/8h (20t/8h×2)	昭和56年2月	平成12年3月	廃止 (老朽化・跡地利用)				旧焼却施設 解体跡地利用
総合環境センター ストックヤード	亀山市					平成24年4月	拡大、集約	保管	平成24年3月	1,000㎡	旧焼却施設 跡地に整備
総合環境センター 熔融施設	亀山市	シャフト炉式 ガス化熔融炉	有	80t/日 (40t/日×2炉)	平成12年4月						継続使用
総合環境センター 破砕粗大ごみ処理施設	亀山市	衝撃回転式 破砕・切断機	有	30t/日	平成2年3月						継続使用
総合環境センター 適正処理困難物二軸破砕施設	亀山市	二軸破砕	無	12t/5h	平成10年12月						継続使用
総合環境センター ペットボトル破砕機	亀山市	裁断式破砕	無	300kg/h	平成16年11月						継続使用
総合環境センター 篩機	亀山市	篩い	無	37.8t/h	平成12年4月						継続使用
総合環境センター 最終処分場	亀山市	管理型、 跡地先行利用型	有	7,000㎡	平成13年8月						継続使用
刈り草コンポスト化センター	亀山市	せん断破砕、 天地替え、 天日発酵	無	7t/日	平成18年4月						継続使用
関衛生センターごみ焼却場	亀山市	バッチ焼却 強制通風式	有	10t/日 (5t/日×2)	昭和52年4月	平成12年4月	廃止 (老朽化・跡地利用)				旧焼却施設 解体跡地利用
刈り草コンポスト化センター ストックヤード	亀山市					平成23年4月	効率化	保管	平成23年3月	360㎡	旧焼却施設 跡地に整備

※ 計画地域内の施設の状況(現況)を地図上に示したものを添付した。(添付資料1)

4 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定の基数			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	亀山市	1,463	8,539	平成6年度	575	1,725	平成26年度	
浄化槽市町村整備推進事業								

※計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付した。(添付資料*)

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2(平成20年度)

事業種別 事業名称	事業番号 ※1	事業主体 名称 ※2	規模 単位	事業期間 交付期間		総事業費(千円)								交付対象事業費(千円)								備考
				開始	終了	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度			
○再生利用に関する事業						305,595	92,295	111,100	32,200	70,000				299,579	88,279	109,100	32,200	70,000				
ストックヤード整備	1	亀山市	1,000 m ²	H20	H23	162,295	92,295			70,000				158,279	88,279			70,000				旧焼却施設跡地利用
ストックヤード整備	2	亀山市	360 m ²	H21	H22	143,300		111,100	32,200					141,300		109,100	32,200					旧焼却施設跡地利用
○廃棄物処理施設における基幹的設備改良事業						1,370,000					391,000	611,000	368,000	1,130,000					388,000	531,000	211,000	
溶融施設基幹的設備改良	3	亀山市	80 t/日	H24	H26	1,370,000					391,000	611,000	368,000	1,130,000					388,000	531,000	211,000	
○浄化槽に関する事業						130,052			28,582	30,540	28,850	21,040	21,040	130,052			28,582	30,540	28,850	21,040	21,040	
浄化槽設置整備事業	4	亀山市	575 基	H22	H26	130,052			28,582	30,540	28,850	21,040	21,040	130,052			28,582	30,540	28,850	21,040	21,040	
○施設整備に関する計画支援事業						8,000							8,000	8,000							8,000	
し尿処理施設基幹的改良工事発注支援業務	51	亀山市		H25	H25	8,000							8,000	8,000							8,000	
○廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業						10,410			4,410	6,000				10,410			4,410	6,000				
溶融施設長寿命化計画策定	31	亀山市		H22	H22	4,410			4,410					4,410			4,410					
し尿処理施設長寿命化計画策定	32	亀山市		H23	H23	6,000			6,000					6,000					6,000			
合計						1,824,057	92,295	111,100	65,192	106,540	419,850	640,040	389,040	1,578,041	88,279	109,100	65,192	106,540	416,850	560,040	232,040	

※1 事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入すること。

※2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。

※3 実施しない事業の欄は削除して構わない。

※4 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施設種別	事業番号 ※1	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金 必要の 要否	事業計画								備考	
					開始	終了		平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度			
発生抑制、再生 使用の推進に関するもの	11	指定ごみ袋の導入検討	ごみの減量を主な目的とし、指定ごみ袋の導入を検討する。	亀山市	H20	H24		検討									
	12	環境教育、普及啓発	ごみの減量・資源化等に関する講座や説明会を開催するほか、施設見学やイベントの実施により、環境保全への理解・意識の高揚を図る。また、広報紙やホームページ等を活用して、ごみの減量・資源化等に関する情報提供を行う。	亀山市	H20	H24		事業実施									
	13	レジ袋削減・マイバッグ推進運動の実施	ごみの減量及び地球温暖化防止のため、鈴鹿市との広域連携によるレジ袋削減・マイバッグ推進運動を展開する。	亀山市	H20	H24		事業実施									
	14	草の堆肥化	草を堆肥化(コンポスト化)し、市民への無償配布や公共施設及び関係機関等での活用を図る。また、発酵時に発生するメタンガスの有効利用を研究・検討する。	亀山市	H20	H24		事業実施 研究・検討									
	15	生ごみの堆肥化	生ごみ減量化のため、生ごみのリサイクル推進を図るとともに、生ごみ処理容器購入費補助金の交付を行う。	亀山市	H20	H24		事業実施									
	16	再生資源集団回収の推進	資源化及びごみの減量を図るため、再利用運動を実施しようとする実践団体に再生資源集団回収報奨金等の交付を行うことにより、実践意欲の高揚を図り、市民のごみ処理に対する認識を高める。	亀山市	H20	H24		事業実施									
	17	溶融生成物スラグの活用	スラグの品質管理を行い、コンクリート骨材等への活用を研究・検討する。	亀山市	H20	H24		研究・検討									
	18	溶融飛灰の再溶融及び再利用	最終処分場の延命化のため、溶融飛灰(キレート処理・セメント固化)は、再溶融した後埋立処分を行う。また、脱塩し、塩及び脱塩後の溶融飛灰の利用を研究する。	亀山市	H20	H24		事業実施 研究									
処理体制の構築、 変更に関するもの	21	収集体制の変更に伴う分別区分の変更	循環型社会形成のための処理施設整備に伴う分別区分変更	亀山市	H20	H24		検討・準備		変更・普及啓発						関連事業 1	
	22	事業系一般廃棄物の適正処理及び排出抑制	事業系一般廃棄物の適正処理及び排出抑制についての指導を、継続して行う。	亀山市	H20	H24		事業実施									
処理施設の整備に関するもの	1	ストックヤード整備事業	1,000㎡	亀山市	H20	H23	○	解体				建設				関連事業 21	
	2	ストックヤード整備事業	360㎡	亀山市	H21	H22	○	解体		建設						関連事業 14	
	3	溶融施設基幹的設備改良	80t/日	亀山市	H24	H26	○									基幹的設備改良	
	4	合併浄化槽整備	合併浄化槽の整備	亀山市	H20	H26	○	合併浄化槽整備									
施設整備に関する 計画支援事業	51	し尿処理施設に係る計画支援事業	し尿処理施設基幹的設備改良工事発注支援業務	亀山市	H25	H25	○									発注支援業務	関連事業 32
廃棄物処理施設における長 寿命化計画策定支援に関するもの	31	総合環境センター溶融処理施設に係る長寿命化計画事業	施設長寿命化計画作成	亀山市	H22	H22	○			計画策定						関連事業 17,18	
	32	し尿処理施設に係る長寿命化計画事業	施設長寿命化計画作成	亀山市	H23	H23	○			計画策定						関連事業 3	
その他	41	旧最終処分場掘起し事業	旧最終処分場に埋め立てられたごみを掘起し、溶融処理することで、跡地の再生、有効利用を図る。	亀山市	H20	H24		事業実施									
	42	家電リサイクルに関する普及啓発	家電リサイクル法に基づく処理の普及啓発	亀山市	H20	H24		普及啓発									
	43	不法投棄ごみへの対応	地域住民及び警察との連携、及び不法投棄パトロールや指導の実施。	亀山市	H20	H24		事業実施									
	44	災害廃棄物処理体制の整備	災害廃棄物処理計画を策定する。	亀山市	H20	H21		検討・策定									

※1 処理施設の整備に係る事業番号については、計画本文(3)表4に示す事業番号及び様式2の事業番号と一致させること。

施設概要(リサイクル施設系)

三重県

(1) 事業主体名	亀山市
(2) 施設名称	ストックヤード
(3) 工期	平成20～23年度
(4) 施設規模	1,000㎡
(5) 処理方式	保管
(6) 地域計画内の役割	資源物(紙類、びん類等)、廃棄物(消火器、タイヤ、バッテリー等)及び不法投棄物(家電等)の効率的かつ合理的な保管
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
(8) ストック対象物	<ul style="list-style-type: none">・資源物 新聞、雑誌、ダンボール、アルミ缶、スチール缶、透明びん、茶色びん、白色トレイ、飲料用紙パック、古布等・廃棄物 消火器、ガスボンベ、ライター、バッテリー等・不法投棄物 廃家電等
(9) 事業計画額	総事業費 162,295千円 (うち交付対象事業費 158,279千円)

施設概要(リサイクル施設系)

三重県

(1) 事業主体名	亀山市
(2) 施設名称	ストックヤード
(3) 工期	平成21～22年度
(4) 施設規模	360㎡
(5) 処理方式	保管
(6) 地域計画内の役割	刈り草コンポストの効率的かつ合理的な保管
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
(8) ストック対象物	刈り草コンポスト
(9) 事業計画額	総事業費 143,300千円 (うち交付対象事業費 141,300千円)

施設概要(熱回収施設系)

三重県

(1) 事業主体名	亀山市
(2) 施設名称	亀山市総合環境センター溶融施設
(3) 工期	平成24～26年度
(4) 施設規模	40t/日×2炉
(5) 形式及び処理方式	シャフト炉式ガス化溶融炉
(6) 余熱利用の計画	ボイラーによる熱回収を行い蒸気タービンにより発電
(7) 地域計画内の役割	溶融施設延命化によるライフサイクルコストの軽減及びCO2排出量の削減
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無

「灰溶融施設」を整備する場合

(9) スラグの利用計画	
--------------	--

「高効率原燃料回収施設」を整備する場合

(10) 発生ガス回収効率及び発生ガス量	
(12) 回収ガスの利用計画	

(9) 事業計画額	総事業費 1,370,000千円 (うち交付対象事業費 1,130,000千円)
-----------	--

施設概要(浄化槽系)

三重県

(1)事業主体名	亀山市
(2)整備計画の方針	合併処理浄化槽
(3)事業の実施目的及び内容	生活環境の保全及び公衆衛生の向上と生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するために、浄化槽の計画的整備を行う。
(4)設置整備事業の整備計画	有(平成22年度～平成26年度) 無(年度策定予定)
(5)浄化槽整備状況 (実使用人口で記入)	平成22年度整備計画人口／全体整備計画人口(%) 3.64% 平成26年度までの整備人口／全体整備人口(%) 20.20%
(6)具体的な整備計画	総事業費 130,052千円 (整備計画人口 1,011人分) 選定額 130,052千円 所要額 43,350千円

○ 交付対象となる浄化槽の整備規模及び選定額(内訳)

※個人設置型と市町村設置型とを明記し、双方の整備がある場合は、表を分けて記載のこと

人槽区分	交付対象基数 (1,011人分)	基準額	対象経費 支出予定額	選定額
5人槽	160基 (480人分)	53,120,000円	53,120,000円	53,120,000円
6～7人槽	162基 (486人分)	67,068,000円	67,068,000円	67,068,000円
8～10人槽	18基 (45人分)	9,864,000円	9,864,000円	9,864,000円
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
合計	340基 (1,011人分)	130,052,000円	130,052,000円	130,052,000円

○ 事業対象地域が「経済的・効率的である地域」の場合の経済性・効率性の比較
(複数の地区が該当する場合は、当該地区ごとに下表を添付すること)市町村総人口 _____
対象地域人口 _____市町村世帯数 _____
対象地域世帯数 _____

	総建設費	1年当たり 建設費	1年当たり 維持管理費	1年当たり コスト
集合処理で整備した場合				
個別処理で整備した場合				

施設比較検討の積算内容資料を添付(様式は自由)

長寿命化計画策定支援概要

三重県

(1) 事業主体名	亀山市
(2) 事業目的	ごみ溶融処理施設長寿命化のため
(3) 事業名称	総合環境センター溶融処理施設に係る長寿命化計画事業
(4) 事業期間	H22
(5) 事業概要	施設長寿命化計画作成

(6) 事業計画額	4,410千円
-----------	---------

長寿命化計画策定支援概要

三重県

(1) 事業主体名	亀山市
(2) 事業目的	し尿処理施設長寿命化のため
(3) 事業名称	し尿処理施設に係る長寿命化計画事業
(4) 事業期間	H23
(5) 事業概要	施設長寿命化計画作成

(6) 事業計画額	6,000千円
-----------	---------

計画支援概要

三重県

(1) 事業主体名	亀山市
(2) 事業目的	し尿処理施設長寿命化のため
(3) 事業名称	衛生公苑長寿命化事業
(4) 事業期間	H25
(5) 事業概要	し尿処理施設基幹的設備改良工事発注支援業務

(6) 事業計画額	8,000千円
-----------	---------